

20初幼教第9号  
雇児保発第0129001号  
平成21年1月29日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
附 属 幼 稚 園、小 学 校 及 び 特 別 支 援 学 校  
を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長  
殿

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
濱 谷 浩 樹

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長  
今 里 讓

#### 認定こども園こども要録について（通知）

平成21年4月1日より、新しい「幼稚園教育要領」（平成20年文部科学省告示第26号）及び「保育所保育指針」（平成20年厚生労働省告示第141号）が施行されることに伴い、「幼稚園幼児指導要録の改善について」（平成21年1月28日20文科初第1137号文部科学省初等中等教育局長通知）において幼稚園幼児指導要録について、また、「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」（平成20年3月28日雇児保発第0328001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）において保育所児童保育要録について、記載する事項及び様式の参考例等を示したところです。

これらを踏まえ、認定こども園については教育及び保育を一体的に提供する機能を備える施設であることから、認定こども園における幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録に相当する資料（以下「認定こども園こども要録」という。）の作成等に関して、当該資料に記載する事項を別紙1に、また、様式の参考例を別添資料に示しましたのでお知らせします。

つきましては、下記並びに別紙1及び別添資料に関して十分御了知の上、都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村の関係部局及び認定こども園等の関係者に対して、この通知の趣旨を周知されるようお願いいたします。

また、認定こども園と小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）との緊密な連携を図る観点から、小学校においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、本通知の発出に伴い、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月15日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を別紙2のとおり改正します。

## 記

### 1. 様式等について

様式については、別添資料（様式の参考例）を参考として、各設置者等において、創意工夫の下、作成されたいこと。

なお、保育所については、各市町村において保育所児童保育要録の様式を作成することとされているが、認定こども園である保育所が、認定こども園こども要録を作成する場合には、市町村と相談しつつその様式は各設置者等において定めることが可能であること。

### 2. 作成、送付、保存等について

認定こども園こども要録の作成、送付、保存等については、以下の取扱いに留意すること。

- (1) 認定こども園こども要録は、学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成すること。
- (2) 認定こども園こども要録を作成した場合には、同一の子どもについて、重複して幼稚園幼児指導要録又は保育所児童保育要録を作成する必要はないこと。また、認定こども園を構成する幼稚園にあっては幼稚園幼児指導要録を、保育所にあっては保育所児童保育要録を作成することも可能であること。
- (3) 作成した認定こども園こども要録については、当該子どもの進学・就学に際し、その抄本又は写しを進学・就学先の小学校の校長に送付されたいこと。
- (4) 認定こども園は、作成した認定こども園こども要録の原本等について、その子どもが小学校を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。ただし、学籍等に関する記録については、20年間保存することが望ましいこと。
- (5) 各小学校においては、送付された認定こども園こども要録の抄本等について、幼稚園より送付される幼稚園幼児指導要録の抄本等に準じて取り扱っていただきたいこと。

### 3. その他の留意事項について

- (1) 認定こども園である幼稚園及び保育所については、認定こども園こども要録の作成にあたり、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録に係る法令上の規定について留意すること。
- (2) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及び②のとおりである。
  - ① 公立の認定こども園については、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。
  - ② 私立の認定こども園については、当該施設が個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者該当する場合については、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、認定こども園のうち幼稚園に在籍する子どもについては学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条第2項及び第3項、保育所に在籍する子どもについては保育所保育指針第四章1（三）エ（イ）の規定に基づいて提供する場合においては、例外的に同意が不要となる場合を定めた同法第23条第1項第1号（法令に基づく場合）に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

（本件担当）

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

TEL:03-6734-3136／03-3595-2226

MAIL: info@youho.org

## 認定こども園こども要録に記載する事項

### ○ 学籍等に関する記録

学籍等に関する記録は、外部に対する証明等の原簿としての性格をもつものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入すること

- 1 子どもの氏名、性別、生年月日及び現住所
- 2 保護者（親権者）氏名及び現住所
- 3 学籍等の記録
  - (1) 入園年月日については、当該認定こども園へ入園した年月日を記入すること。
  - (2) 退園年月日については、当該認定こども園において修了する前に退園した場合に、その年月日を記入すること。
  - (3) 修了年月日については、当該認定こども園において修了した場合に、その年月日を記入すること。
  - (4) 幼稚園に在籍した期間については、当該認定こども園在籍期間のうち、幼稚園児として在籍したことがある場合に、その期間を記入すること。
- 4 入園前の状況  
当該認定こども園に入園する前の集団生活の経験の有無等を記入すること。
- 5 進学・就学先等  
当該認定こども園で修了した場合には、進学・就学した小学校等について、当該認定こども園から他の幼稚園や保育所等に転園した場合には、転園した幼稚園や保育所等について、その名称及び所在地等を記入すること。
- 6 各年度の入園・進級時の子どもの年齢、認定こども園の長の氏名及び学級担任の氏名
- 7 園名及び所在地
- 8 その他  
指導及び保育に関する記録において最終年度のみを記入する場合は、学籍等に関する記録についても最終年度のみ記入することも可能とすること。

## ○ 指導及び保育に関する記録

指導及び保育に関する記録は、1年間の指導及び保育の過程とその結果を要約し、次の年度の適切な指導及び保育に資するための資料としての性格をもつものとする。

### 1 子どもの育ちに関わる事項

入園から退園・修了までの認定こども園における生活全体を通して、養護と教育の視点から子どもの育ってきた過程を踏まえ、子どもの全体像を通して総合的に記入すること。

### 2 養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項

- (1) 子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等踏まえて記入すること。
- (2) 子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記入すること。

### 3 教育

#### (1) 指導の重点等

当該年度における指導の過程について次の視点から記入すること。

##### ① 学年の重点

年度当初に、教育課程及び保育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

##### ② 個人の重点

1年間を振り返って、当該子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。

#### (2) 指導上参考となる事項

次の事項について記入すること。

##### ① 1年間の指導及び保育の過程と子どもの発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

- ・ 幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらい及び保育所保育指針第3章「保育の内容」「1 保育のねらい及び内容」「(2) 教育に関わるねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
- ・ 認定こども園での生活を通して全体的、総合的に捉えた子どもの発達の姿。

##### ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

#### (3) 出欠状況

##### ① 教育日数

1年間に教育した総日数を記入すること。この教育日数は、原則として、幼稚園教育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と同日数であり、同一年齢のすべての子どもについて同日数であること。ただし、年度の途中で入

園した子どもについては、入園した日以降の教育日数を記入し、退園した子どもについては、退園した日までの教育日数を記入すること。

②出席日数

教育日数のうち当該子どもが出席した日数を記入すること。

4 その他

- (1) 認定こども園を構成している幼稚園以外においては、指導の重点等及び出欠状況については必要に応じて記入することとして差し支えないこと。また、児童票等において同様の内容を記載している場合には、最終年度のみ記入することも可能とすること。
- (2) 認定こども園を構成している保育所以外においては、養護（生命の保持及び情緒の安定）等については必要に応じて記入することとして差し支えないこと。なお、当該事項について、指導上参考となる事項欄にあわせて記入することも可能であること。

別添資料

(様式の参考例)

認定こども園こども要録(学籍等に関する記録)

年度 区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
学 級				
整理番号				

子ども	ふりがな 氏 名				性 別	
		平成 年 月 日生				
	現住所					
保護者	ふりがな 氏 名					
	現住所					
入 園	平成 年 月 日	入園前の 状 況				
退 園	平成 年 月 日					
修 了	平成 年 月 日	進学・ 就学先等				
幼稚園に在 籍した期間	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日					
園 名 及び所在地						
年度及び入園・進級時 の幼児の年齢	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月		
認定こども園の長 氏名 印						
学級担任者 氏名 印						

# 認定こども園こども要録(指導及び保育に関する記録)

ふりがな		平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
氏名	養護				
	平成 年 月 日生				
性別					
子どもの育ちに関わる事項					
(子どもの健康状態等)					
ねらい (発達を捉える視点)		(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
人間関係	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。				
	園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。				
環境	身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。				
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。				
言葉	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。				
	身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。				
表現	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。				
	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。				
表	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。				
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。				
現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。				
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。				
出欠状況	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。				
	教育日数				
	出席日数				
備考					

養護：子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について記載すること。また、子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。

学年の重点：年度当初に、教育課程及び保育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入  
個人の重点：一年間を振り返って、当該子どもの指導について特に重視してきた点を記入

指導上参考となる事項：次の事項について記入すること。

- 1年間の指導及び保育の過程と子どもの発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
  - 幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらい及び保育所保育指針第3章「保育の内容」「1 保育のねらい及び内容」「(2)教育に関わるねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の子どもと比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
  - 認定こども園での生活を通して全体的、総合的に捉えた子どもの発達の姿。
- 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月15日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の一部改正について（新旧対照表）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第4 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準関係</p> <p>6 第五の六について (略)</p> <p>子どもに関する情報の共有に関し、幼稚園の子どもについては指導要録の抄本、<u>保育所の子どもについては保育所児童保育要録の写しの小学校等への送付が行われているが、幼稚園及び保育所の子どもに限らず認定こども園のすべての子どもについて、子どもの育ちを支えるための同様の資料の送付が行われるようにされたいこと。なお、認定こども園におけるこうした資料の取扱いについては、「認定こども園こども要録について」（平成21年1月29日20初幼教第9号・雇児保発第0129001号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を参考に、関係部局の連携を図られたいこと。</u></p>	<p>第4 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準関係</p> <p>6 第五の六について 小学校教育との連携のあり方については、国の指針に規定する小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流、認定こども園と教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を図ることが重要であること。</p> <p>子どもに関する情報の共有に関し、幼稚園の子どもについては指導要録の抄本の小学校への送付が行われているが、幼稚園の子どもに限らず認定こども園のすべての子ども、<u>更には認定こども園以外の保育所等の子どもも含め、子どもの育ちを支えるための同様の資料の送付が行われるようにされたいこと。なお、こうした資料の様式等については、「幼稚園幼児指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部幼児指導要録の改善について」（平成12年3月8日文初幼第491号文部省初等中等教育局長通知）を参考とし、市町村において施設毎に異なる様式等を用いることとならないよう関係部局の連携を図るとともに、都道府県教育委員会においては、こうした幼稚園以外の施設からの資料の送付の取扱いについて遺漏のないよう、市町村教育委員会を通じ管内の小学校への周知を図られたいこと。</u></p>